

米軍機の相次ぐ不時着事案に対する意見書

去る1月23日に米軍普天間基地所属AH1Z攻撃ヘリコプターが渡名喜村の村営ヘリポートに不時着した。

同基地所属のヘリコプターは6日に、うるま市伊計島の海岸へ不時着し、さらに8日には読谷村の一般廃棄物最終処分場敷地内に不時着するなどトラブルが相次いでいる。しかも、不時着した現場は住宅地や学校、大型リゾートホテルに近接しており地元住民や観光客に与えた不安と恐怖は計り知れず、一步間違えれば大参事につながる恐れがあり、激しい怒りを禁じ得ない。

本市議会では、これまでも米軍に対し、幾度となく抗議行動等を展開し、「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたが、枚挙にいとまがない事故は米軍の安全点検や確認作業等の杜撰さが顕在化しているものと言わざるを得ず、米軍は事故後すぐにヘリコプターの飛行を再開するなど周辺住民の感情を顧みない米軍に不信感は頂点に達している。

また、同機種については、沖縄市上空の飛行や嘉手納飛行場における離着陸が確認されており、嘉手納飛行場周辺においても起こり得る今回の事故に周辺住民は言い知れぬ不安と恐怖を感じている。

よって、沖縄市議会は市民の尊い生命・財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、米軍機の相次ぐ不時着事案に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 事故原因を徹底的に究明し、速やかに公表すること。
2. 在沖米軍機の徹底した総点検を行うこと。
3. 政府と約束した普天間基地の5年以内の運用停止を1日も早く実現すること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年2月14日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長